

2月のお知らせ

「世界自然遺産の島」奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
 役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
 ■瀬戸内町役場代表 ☎72-1111
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は宿直室につながりません。

vol.84

■お問い合わせ先 水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室 ☎ 0997 - 72 - 1115
 鹿児島県環境林務部自然保護課 ☎ 099 - 286 - 2616

外来動植物の適正な取扱いにご協力をお願いします！

県では、条例に基づいて、県内各地に本来生息・生育する動植物に影響を与え、本県の自然環境や農林業等へ被害を与えるおそれのある動植物を「指定外来動植物」として指定し、その取扱いを規制しています。
 今年度は、左記の2種類を指定し、令和4年2月1日から取扱いが規制されます。
 (動物…1種)
 ツヤオオズアリ
 (植物…1種)
 オオカナダモ
 これらの動植物は、適切な施設で飼養や栽培を行うこと、その施設外で放し出や植栽をしないこと、販売する場合は購入者に指定外来動植物である旨の説明をすることなど、取扱いに注意が必要です。
 この2種類を含めて、これまで22種類が指定されています。詳細は、鹿児島県のホームページ(県内外来種で検索)をご覧ください。

これからの動植物は、適切な施設で飼養や栽培を行うこと、その施設外で放し出や植栽をしないこと、



AMAMI - OKINAWA World Natural Heritage
 © amami-ancc



こちらから県指定外来動植物を確認できます

■お問い合わせ先 水産観光課(水産振興・港湾漁港・観光振興係) 庁舎 2F ☎ 0997 - 72 - 1114
 建設課(都市整備係) 庁舎 3F ☎ 0997 - 72 - 1197
 農林課(農林整備係) 庁舎 3F ☎ 0997 - 72 - 1174

瀬戸内町公園トイレ等清掃業務委託募集

■応募資格

- ①瀬戸内町に住所を有する個人又は団体
- ②町税等に滞納がない者(同一世帯を含む)

■募集内容

- ①瀬戸内町公園等施設の清掃に関する業務
- ②業務委託期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年間)
- ③業務内容
詳細については、主管課にお問合せください。

■応募期間
令和4年2月1日(火)～令和4年2月14日(月)まで

■応募方法
所定の応募申込書及び各種税金・料金の納付確認納付状況等調査承諾書を持参または郵送(2月14日(月)※消印有効)

■応募先

※瀬戸内町役場 下記の役場各担当課へ ※応募申込書及び業務等委託仕様書等は、役場の各担当課で配布します。

	施設名	場所	主管課	業務時間	年間委託料	単価
1	大湊公衆トイレ	大湊	水産観光課	1時間/日	299,665円 (365日)	821円/1h
2	松江公園トイレ	松江	水産観光課			
3	古仁屋漁港緑地公園トイレ	大湊	水産観光課			
4	二本松公園トイレ	須手	水産観光課			
5	久慈漁港和喜公園トイレ	久慈	水産観光課			
6	春日公園	春日	建設課			
7	船津公園	船津	建設課			
8	瀬久井東公園	瀬久井東	建設課			
9	油井農村公園トイレ	油井	農林課			

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例に基づく

「指定外来動植物」に 2種 が追加されました！！

貴重な動植物が多く存在するかごしまの豊かな自然環境について、近年、外来動植物による生態系への影響が危惧されています。今回、県条例に基づく「指定外来動植物」として、新たに2種が追加されました。令和4年2月1日から施行されますので、3つの規制内容を遵守し、適切な飼養等に努めましょう！

ツヤオオズアリ



< 特 徴 >

- 分類群 : 節足動物 (アリ科)
- 原産地 : アフリカ
- 影 響 : 捕食, 競合, 駆逐による生態系被害
- その他 : 世界の侵略的外来種ワースト100
- 規制地域 : 県内の区域のうち, 奄美市及び大島郡を除く地域

引用 : 日本産アリ類画像データベース2008

オオカナダモ



< 特 徴 >

- 分類群 : 維管束植物 (トチガミ科)
- 原産地 : 南米
- 影 響 : 競合, 駆逐による生態系被害
通水障害
- その他 : 実験やアクアリウム等で使用
- 規制地域 : 県内全域



※ 指定外来動植物は、上記2種を含め、現在22種が指定されています。

規制の内容

その1. 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制地域内において、施設外で放出等(放出・植栽・は種)をしてはなりません。

その2. 指定外来動植物の取扱い

指定外来動植物の飼養等(飼養・栽培・保管・運搬)をする場合は、逸走・逸出しないよう適切な施設(適合飼養等施設)に収容しなければなりません。

その3. 販売に当たっての説明

指定外来動植物の販売をする場合は、購入者に対し、指定外来動植物であること及び飼養等に関する義務などの説明を行わなければなりません。

※「指定外来動植物」の取扱い等に関するお問い合わせは、県庁自然保護課までお電話いただくか、[県のホームページ](#)をご覧ください。

条例の規定に違反する行為が確認された場合、行為の中止や必要な正措置などの勧告、公表の対象となる場合があります。



鹿児島県環境林務部自然保護課
☎099-286-2616



令和4年度『農業研修生』の募集について

■お問い合わせ先 農林課営農畜産係 担当：春 ☎0997-72-1174

就農を目指す人材（担い手）を募集します！

■目的

本町において農業経営および農業法人等に就農を希望する者に対して、農業の基礎知識・経営方法、技術に関する実地研修をおこない地域農業の振興に貢献しうる人材の育成を目的とする。

■研修品目

重点振興品目（パッションフルーツ・タンカン・カボチャ・肉用牛等）

■研修内容

- ①農業基礎講座
- ②研修施設等を活用した実践研修
- ③その他就農に向けた各種研修会へ

の参加

■研修期間

令和4年7月から1年間

■研修時間

土、日、祝日を除く8時30分～17時までとする。ただし、場合により研修時間の延長、又は休日に研修をおこなうこともある。

■場所

瀬戸内町営農支援センター等

■研修資格

①農業を職業として選択し、かつ研修品目を希望するもので、自主的努力を基本に就農意欲が高いと認められるもの

②本町に住所を有し研修後も本町において農業に従事できる者

③地域社会と融和

し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者

④概ね18歳から60歳以下の健康な若者で新規就農を志す者

⑤自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者

⑥普通自動車運転免許を有する者

⑦身元保証人が1名いる者

■募集人員：若干人

■募集期間

令和4年4月28日（木）まで

■申込方法

研修申請書等については農林課で準備しています。



特定地域づくり事業協同組合制度説明会の開催について

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

メール：shinkou@town.setouchi.lg.jp

■特定地域づくり事業協同組合制度とは

人口急減地域においてマルチワーカー（季節毎の労働需要等）に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合であって、都道府県知事の認定を受けたもの。

■制度概要

①町内の事業者4社（名）以上で事業協同組合を結成。組合員を募る。

②組合において職員の無期雇用を行う。（基本は地域外の人材。地域内も可）

③組合員の要請に応じて、職員の間派遣を実施。

④組合対象経費の1/2までの範囲で、財政支援を受ける事が可能。（上限あり）

■講師

特定地域づくり事業共同組合の設立・運営支援等の活動を展開している、鹿児島県中小企業団体中央会担当者様に講師を依頼しております。

ご興味をお持ちの方は是非お申込み下さい。

※港湾運送業務・建設業務等派遣制度が活用できない事業もございませ

※新型コロナウイルスの発生状況により、役場会場での開催を中止させていただいた場合が

ございます。（オンラインは開催）

■日時

令和4年2月24日（休）14時～16時予定

■場所

オンライン及び役場4階 第2・3委員会室

■対象

町内において事業を営んでいる方で、従業員確保に課題のある事業者

■申込方法

電話またはメール

■申込期間

令和4年2月18日まで

■申込先

企画振興係 手嶋

まで参加方法（オンラインまたは役場）・

事業所名・氏名・役職・（メールアドレス）を、お知らせください。

■お問合わせ先 税務課課税係 ☎0997-72-1116

令和3年中(2021年1月～12月)の所得申告が始まります

町県民税および国民健康保険税の申告並びに納税に日頃からご協力をいただきありがとうございます。

今年も所得申告をしていただく時期になりました。

この申告は、あなたの町県民税および国民健康保険税を正しく算出する基礎となります。また、各種証明書の発行や国民健康保険税を軽減するための資料となります。

■申告期間

令和4年2月16日(水)～3月15日(火)(閉庁日は除く)

■受付場所…税務課 課税係

■申告の必要な方

▽給与収入の方

給与収入者で、会社にて年末調整をしていない方。

▽年金収入の方

収入が公的年金のみの方は必要ありませんが次に該当する場合は申告が必要です。

①年金の源泉徴収票の扶養や控除欄に相違がある場合(配

偶者・扶養人数・障害・寡婦・社会保険料等)

②年金額が400万円を超える場合

③年金以外に収入がある場合

④所得税が源泉徴収されている方で還付申告を行う場合(確定申告)

▽収入のない方

国民健康保険に加入し、所得のない方

※申告をされないと国民健康保険税の軽減措置等が受けられなくなります

■申告に持参するもの

①前年中の収入が確認できるもの(給与・年金等の源泉徴収票)

②社会保険料・生命保険等の支払額証明書等

③障害者控除を受ける方は障害者手帳等

④医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書、医療費通知等

⑤マイナンバー(個人番号)のわかるもの

⑥金融機関の通帳(口座番号がわかるもの)

■お問合わせ先 保健福祉課地域包括支援センター ☎0997-72-1153

認知症を地域で気づき・つなぎ・支える研修会

最期まで自分らしくありたい。これは誰もが望むことです。この願いをはばみ、深刻な問題になっているのが「認知症」です。身近な家族や友人、自分自身が認知症になっても、今までどおり住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、一人でも多くの方に認知症の事を知って頂きたいと思い研修会を開催します。

■講師・藤崎 えりこ氏

(認知症の人と家族の会 鹿児島支部)

■講演内容

認知症の家族を介護した経験や実体験をもとに、本人や家族の気持ちに寄り添う周囲の支援の在り方などをお伝えします。

■日時

令和4年3月6日(日)10時～12時

■場所

きゅら島交流館大ホール

■料金…無料

■定員…50人程度

■申込方法・申込期間

電話、窓口にて事前に申し込み(令和4年2月28日〆切)

新鮮野菜! はる市開催のお知らせ

地元の生産者とふれあう直売イベント「はる市」を開催します。皆さんのお越しをお待ちしております。

新鮮な野菜などを是非お買い求めください!

■日時

毎月第1日曜日

■場所・時間

海の駅1階フロア

10時～12時

■運営主体

瀬戸内町CSA協議会(泰山)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。

※出店者も募集しています。

■お問合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174



■お問い合わせ先 奄美市奄美大島選果場 ☎ 0997 - 54 - 9600
 瀬戸内町役場農林課農政係 ☎ 0997 - 72 - 1174

せとうちブランド確立支援事業
 (奄美大島選果場の利用促進)のお知らせ

奄美大島選果場の利用促進を図り、「たんかん」の奄美大島ブランドの確立を目指すことを目的に、奄美大島5市町村で連携し、選果料等の助成を行います。本選果場の稼働率を向上させることにより系統販売が確保され、安定的な販路拡大と販売額の増大が期待できます。また、委託選果され品質保証された果実が島外へ流通されることにより有利販売の展開と「せとうちブランド」の推進が期待されます。

■事業内容
 (1) 共販・委託に係る選果料の助成 kgあたり20円
 (2) 共販・委託に係る利用料の助成 kgあたり6円
 (3) 共販・委託に係る

集荷運賃の助成 kgあたり10円
 (4) せとうちブランド推進費(委託のみ) kgあたり100円
 ※いづれも良品以上を対象とする。
 また、たんかんで見かける左記マークは、奄美大島選果場のセンサーを通して、内部(糖度・酸度)及び外観の品質判定・選別をした証です。
 左記マークを店頭で見かけた際は、是非ご購入の上お召し上がりください。



■お問い合わせ先 財産管理課管財係 ☎ 0997 - 72 - 1196

令和4年度 瀬戸内町物品調達等に係る指名競争入札参加資格審査申請について

瀬戸内町が発注する物品の調達、修繕、賃貸借若しくは製造の請負又は業務の委託(工事の請負及びこれに付帯する契約を除く)に係る指名競争入札に参加するためには、あらかじめ申請し入札参加資格を取得する必要があります。(法人・個人を問いません)入札参加資格の審査を受けようとする方は、下記の方法で申請してください。

■受付期間
 令和4年2月1日(火)〜随時受付
 ■受付時間
 午前8時30分〜午後5時15分

■受付場所
 財産管理課 管財係
 ■申請方法
 役場HPから申請様式ダウンロードまたは役場2階 財産管理課管財係で申請様式の受け取り

■資格登録期間
 【町内業者】
 令和5年3月31日まで(令和4年度)
 【町外業者】
 令和5年3月31日まで(令和3・4年度)



町ホームページ



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎ 0997 - 72 - 1174

地産地消運動の取組みについて(朝市の開催!)

大島地域では、毎月第3土曜日を「大島活き活き食の日」と定め、健康で豊かな生活の推進や地元食材の利用促進に取り組んでおります。

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか?また、地産地消活動の一環として、毎月第3土曜日の朝8時30分から海の駅1階フロアにおきまして「朝市」を開催しておりますので、町民の皆さま多数のお越しをお待ちしています!

■運営主体
 海の駅朝市協議会
 (代表 倉田)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
 ※出店者も募集しています。

